

湯梨浜学園 兄弟特待生規程

(目 的)

第1条 この規程は学校法人湯梨浜学園（以下「本学園」という。）に、兄弟姉妹が同時に在籍する生徒に奨学金を支給し、家庭の負担を軽減することを目的として制定する。

(奨学金)

第2条 支給する奨学金は、次の各号とする。

- (1) 入学時 50,000 円
- (2) 月 額 10,000 円

2 ただし、学年中途において支給するときは、決定の翌月から支給する。

(兄弟特待生の対象)

第3条 奨学金を受けるには、次の各号に該当することを要する。

- (1) 入学時において、本学園に同時在籍する生徒の兄弟姉妹であること。
- (2) 月においては、本学園に同時在学する生徒の兄弟姉妹であり、支給を受けるのは、その一方の者とする。3人以上在学する場合は、2人目から支給する。

(兄弟特待生の期間)

第4条 特待生の認定期間は、兄弟姉妹が本学園に同時に在籍する期間とする。

(奨学金申請の手続)

第5条 奨学金の支給を受けようとする者は、入学手続等の書類の届出をもって支給を申請する手続とする。

(兄弟特待生の資格喪失)

第5条 次の各号に該当する場合、兄弟特待生の資格を取り消すことがある。

- (1) 資格要件を失った場合。
- (2) 認定期間中、休学した場合。（休学する月から取り消す。）

附 則

1. この規程は、平成30年4月1日から実施する。